

神戸市新たなステージに入ったがん検診の総合支援事業実施要領

1 趣旨

この要領は、「神戸市新たなステージに入ったがん検診の総合支援事業実施要綱」、「神戸市新たなステージに入ったがん検診の総合支援事業自己負担金返戻要綱」に基づく業務を適切に実施するため、要綱に定めるもののほか、必要な事項を定める。

2 子宮頸がん検診クーポン券等配布対象者

下表に定める年齢に該当する者のうち、令和6年4月20日時点で神戸市に住民登録されている女性を対象とする。

対象	生年月日
子宮頸がん	平成15(2003)年4月2日～平成16(2004)年4月1日

3 個別の受診勧奨対象者

下表に定める年齢に該当する者とする。

対象	生年月日
子宮頸がん	平成6(1994)年4月1日～平成7(1995)年3月31日
子宮頸がん 乳がん 胃がん	昭和49(1974)年4月1日～昭和50(1975)年3月31日
肺がん 大腸がん	昭和39(1962)年4月1日～昭和40(1963)年3月31日

4 自己負担金の返戻

(1) 対象者

「神戸市新たなステージに入ったがん検診の総合支援事業実施要綱」に定める子宮頸がん検診クーポン券等配布対象者であって、令和6年4月1日以降にがん検診を受診し自己負担金を支払った女性とする。

(2) 申請期限

令和7年3月31日(必着)

附 則 この要領は、令和3年4月1日から施行する。

附 則 この要領は、令和4年4月1日から施行する。

附 則 この要領は、令和5年4月1日から施行する。

附 則 この要領は、令和6年4月1日から施行する。